



Title	違法ドラッグ対策について : 大阪府薬物の濫用の防止に関する条例
Author(s)	寺本, 正己
Citation	大阪公衆衛生. 2013, 84, p. 10-11
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83346
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

脂肪を消費しやすくする

年に1回は人間ドックを受けましょう。

日本人間ドック検診協会
推薦®



茶カテキン
540mg

許可表示：本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくするので、体脂肪が気になる方に適しています。



ヘルシア緑茶



ヘルシア緑茶
すっきり



ヘルシア
五穀めぐみ茶



ヘルシア
ウォーター



ヘルシア
スパークリング

- ・健康づくりは適度な運動と食生活の改善から。
- ・ダイエット食品ではありません。
- ・飲んだあとはリサイクル。

■ 茶カテキン関係の詳しい資料をお送りします。FAXまたはEメールでお申込みください

請求先：〒131-8501 東京都墨田区文花2-1-3 花王株式会社ヘルスケア食品研究所
TEL：03(5630)7267 FAX：03(5630)9436
E-mail：healthcare@kao.co.jp <http://www.kao.co.jp/rd/eiyo/>



トピックス

違法ドラッグ対策について ～大阪府薬物の濫用の防止に関する条例～

大阪府健康医療部薬務課 麻薬毒劇物グループ 寺本 正己

1. 条例制定の経緯

大阪府においては、法規制されていない麻薬等と類似成分を含んだ物質を合法ハーブと称し、ハーブやお香という名目で、違法ドラッグを販売する店舗が、平成23年から急増しています。その違法ドラッグ吸引が原因と思われる健康被害も多発するとともに、平成24年5、6月には大阪府内で違法ドラッグの使用が疑われる車の暴走・ひき逃げ事件が3件発生するなど、看過できない状況となってきました。このような現状を踏まえ、大阪府では、違法ドラッグをはじめとする有害な薬物の濫用を防止するため、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（以下「条

例」という）を制定し、12月1日より全面施行しました。

2. 条例の目的

この条例は、大阪府と大阪府警察双方が緊密に連携・協力して、「薬物の濫用を防止するための施策を推進」及び「必要な規制等の実施」という手段により、①衛生行政の観点からの「青少年をはじめとする府民の生命、身体等に対する危害の発生を防止すること」、②治安対策の観点からの「公の秩序又は善良な風俗を維持し、もって府民が健康に安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図る」ことの2つの目的を持っています。

3. 条例の概要

薬物の濫用の防止に関する具体的な施策としては、(1) 基本的な施策として、「推進体制の整備」、「情報の提供」など、(2) 薬物の濫用の規制として、知事指定薬物の指定制度や販売行為等の禁止などがあります。また、この条例の薬物の規制の中で、特徴的なことは、知事指定薬物の使用目的での所持、使用などの行為を禁止するとともに、罰則を科すことや、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所等に警察職員の立入調査も可能にしているところにあります。

(1) 基本的な施策

- ・薬物の濫用の防止に関する施策を総合的・計画的に推進するための体制を整備する。
- ・薬物の危険性に関する調査研究、薬物の試験及び検査に関する研究開発を推進する。
- ・薬物の濫用による府民の健康被害を防止するため、府民に必要な情報を提供する。
- ・府民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講じる。

(2) 薬物の濫用の規制

・＜薬物の定義＞

大麻、覚せい剤、麻薬等及びこれらと同様に中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性の高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物。

・＜知事指定薬物の指定＞

知事は、薬物のうち、府内において現に濫

用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用を有すると認めるものを知事指定薬物として指定する。指定にあたり、学識者で構成する大阪府薬物指定審査会の意見を聴く。

・＜禁止行為＞下表

・＜立入調査＞

府職員及び警察職員は、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所等に立入調査できる。

・＜警告、販売中止等の命令＞

禁止行為に違反した者に対し、警告を発し、それに従わない場合は、販売等の中止を命じることができる。

・＜緊急時の勧告＞

府民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、指定する前に当該薬物等の製造等の中止を勧告し、その情報を公表する。

・＜罰則＞

禁止行為又は販売中止等の命令に違反した場合等に罰則を科す。

4. まとめ

薬物の濫用の規制に関しては、府職員のみならず警察職員に知事指定薬物等を取り扱う場所等に立入権限を付与したことや、知事指定薬物の使用目的での所持、使用への罰則を規定したことにより、今まで以上に違法ドラッグに対する抑止力が得られるものと思われます。今後も大阪府と大阪府警察とがより一層連携協力し、違法ドラッグ販売店などに対する取り締まりの強化を図ります。また、府内市町村や関係団体な

どの連携協力のもと、違法ドラッグなど薬物濫用の危険性について、キャンペーンなど府民への啓発活動についても推進して、全ての府民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に努めていきます。

表 禁止行為

	知事指定薬物	指定薬物（薬事法）
製造・栽培	条例で禁止 (罰則あり)	法律で禁止
販売・授与		
販売・授与の目的で広告		
販売・授与の目的で貯蔵・陳列		
販売・授与の目的で所持 (薬事法指定薬物については 上記以外)		条例で禁止 (罰則あり)
使用する目的で所持		
使用		
使用することを知って 場所を提供・あつせん		

薬物乱用は

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」が
制定されました（平成24年12月1日全面施行）

「ダメ。ゼッタイ。」

知事指定薬物・薬事法指定薬物の
使用・使用目的所持などを
条例で禁止します。

知事指定薬物とは？

- 中枢神経系の興奮・抑制又は幻覚の作用が認められ
 - 身体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあり
 - 大阪府の区域内で既に濫用されている又は濫用のおそれがある物
- 以上の要件をすべて満たす物を知事が指定します。

条例に定める禁止行為

違反した場合、**懲役・罰金・警告**の対象になります！

- 製造・栽培・販売・授与
- 販売・授与目的の所持
- 使用
- 使用する目的の所持
- 使用場所の提供・あっせん
- 販売・授与目的の広告

薬事法指定薬物とは？

- 中枢神経系の興奮・抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く
 - 身体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物
- 以上の要件を満たす物を厚生労働大臣が指定します。

条例に定める禁止行為

違反した場合、**警告**の対象になります！

- 販売目的所持
(薬事法第76条の4に定める行為を除く。)
- 使用
- 使用する目的の所持
- 使用場所の提供・あっせん

詳しくは、大阪府・大阪府警のホームページをご覧ください。

大阪府職員と警察職員が、条例に基づく立入調査を行い、拒否等すれば罰金が科されます。

大阪府 薬物の条例 **検索**

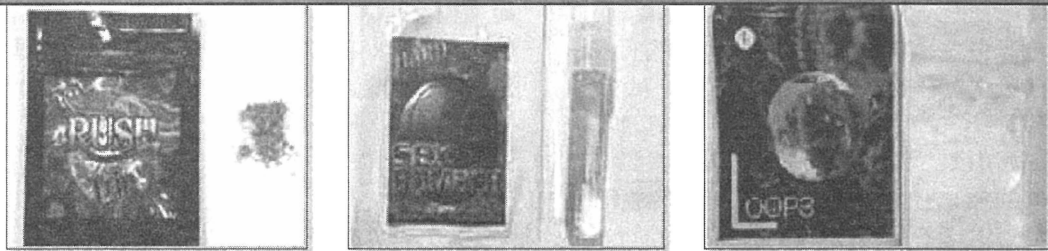
<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/dorajorei/index.html>

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用とは…

社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。
たとえ1回だけの使用でも乱用になります。

違法ドラッグは大変危険です



「写真：厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課提供」

Q. 違法ドラッグって何？

A. 麻薬や覚醒剤のように多幸感（たこうかん）、快感等を高めるものとして販売されている製品をいいます。

成分が麻薬等に指定されていないこともあり「合法ドラッグ」「合法ハーブ」「お香」「アロマ」など、あたかも「安全」なもののよう称し販売されています。

Q. どんなふうに危険？

A. 違法ドラッグを使用したために、麻薬や覚醒剤と同様の幻覚や意識障害などの作用や、嘔吐、頭痛、手足のけいれんなどの症状が現れ、救急搬送される事例が起きています。

また、使用後に自動車を運転し、第三者を巻き込む交通事故が発生しています。

違法ドラッグは 買わない 使わない かかわらない！



大阪府

健康医療部薬務課 麻薬毒劇物グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06(6941)9078

薬物乱用防止ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/yakumu/yakubutu/index.html>

大阪府警察本部刑事部 薬物対策課

〒540-8540 大阪市中央区大手前3丁目1番11号

TEL 06(6943)1234

ホームページ <http://www.police.pref.osaka.jp/>

このチラシは100,000枚作成し、1枚あたりの単価は1.65円です